

## 国立大学法人群馬大学教員免許状更新講習料の返還に関する申合せ

平成 21. 4. 1 制定

改正 平成 22. 4. 1 平成 29.10. 1

平成 31. 4. 1 令和 2. 4. 1

### (趣旨)

第1 この申合せは、国立大学法人群馬大学授業料その他の費用に関する規程（以下「費用規程」という。）第 21 条第 1 項第 3 号に規定する、特別の事情があると認められた場合の、講習取りやめ及び受講辞退による国立大学法人群馬大学教員免許状更新講習料（以下「講習料」という。）の返還に関し、必要な事項を定める。

### (定義)

第2 費用規程第 21 条第 1 項第 3 号に規定する「特別の事情」とは、次の各号に掲げる場合をいう。

- (1) 本学の都合により、講習を取りやめた場合
- (2) 自然災害等による交通遮断のため、本学が講習を取りやめた場合
- (3) 受講者が自然災害等による交通遮断のため、講習を受講できない場合
- (4) 受講者が学校行事等のため、講習を受講できない場合
- (5) 受講者又は近親者の死傷病又は自然災害等による罹災のため、講習を受講できない場合
- (6) 明らかに誤振込と確認できる場合（二重振込等）
- (7) その他教員免許状更新講習企画室長が相当と認める理由がある場合

### (辞退の手続)

第3 第 2 の第 3 号から第 5 号まで及び第 7 号に該当する場合の辞退手続は、講習料納付者が講習開始日の前日までに、通信記録が確認できる電子メール又はファックスにより、共同教育学部教務係へ申し出ることによる。

### (返還の方法及び返還額)

第4 返還の方法は、納付者からの返還の申出により、本学から返還請求案内を郵送し返還請求書を提出させた後、原則として、銀行振込による返還とする。

2 第 2 の第 1 号又は第 2 号に該当する場合は、講習料の全額を返還する。

3 第 2 の第 3 号から第 7 号までに該当する場合は、返還に要する振込手数料等相当額を講習料から控除した額を返還する。

(会計上の処理)

第5 会計上の処理は、費用規程第23条を準用する。

(申合せの改廃)

第6 この申合せの改廃は、教員免許状更新講習企画室会議の議を経て学長が行う。

附 則

この申合せは、平成21年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成22年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成29年10月1日から実施する。

附 則

この申合せは、平成31年4月1日から実施する。

附 則

この申合せは、令和2年4月1日から実施する。